

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3268号)

令和7年11月13日

横 情 審 答 申 第 3268 号
令 和 7 年 11 月 13 日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会長 松村 雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問
について (答申)

令和6年6月4日教団企第342号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「(1)月別利用統計年報（月別集計）中央図書館・戸塚図書館 平成25年度
4月から3月まで」外20件の開示決定及び「(1)月別利用統計年報（月別集計）
中央図書館・戸塚図書館 令和5年度1月から3月まで」外1件の不開示決
定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、別表に示す文書1から文書21までを特定し、開示とした決定及び別表に示す文書22及び文書23を不開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和6年4月22日付で行った、別表に示す文書1から文書21（以下「本件文書1」という。）の開示決定（以下「本件処分1」という。）及び別表に示す文書22及び文書23（以下「本件文書2」という。本件文書1及び本件文書2を総称して、以下「本件審査請求文書」という。）の不開示決定（以下「本件処分2」という。本件処分1及び本件処分2を総称して、以下「本件各処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の不開示理由説明要旨

本件文書2については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書を保有していないため不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

本件文書2は、令和6年1月の図書館情報システムの更新に伴い、不開示決定時は統計出力のためのプログラムを調整しており、集計数が確定されておらず、保有していないことから、不開示とした。

4 審査請求人の本件各処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件各処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件各処分を取り消し、審査請求人が求めた文書を公開せよ。
- (2) 本件各処分は、処分庁とする教育委員会の「決定」に関与した代表者名の記載がない欠損があるので、代表者名を記載した通知書の送付を早急にすることを請求する。
- (3) 本件処分1については、「2」の「開示場所」の記載がないことから、本庁かその他か不明である。要件を充たしていない。なお、中央図書館には、教育委員会事務局との表記がない。したがって、開示決定通知書に「開示場所」を記載した文書

の送付を求める。

- (4) 本件処分2については、処分庁が請求対象のデータの保有を認めているのであるから、1年以上前の令和5年1月から同年3月までの図書の貸出数は、新たに作成するものではなく、「現在作成中」とはなり得ない当然の帰結であるから請求人を著しく欺もうした公文書偽造が明らかである。
- (5) 処分庁が改修とするのは、「いつ」を起算点とするのか記載がない、遅延遅滞行為である。令和6年4月8日時点で、作成できたものである。請求人に損害が発生している。

5 審査会の判断

- (1) 利用統計に係る事務について

教育委員会事務局中央図書館企画運営課では、横浜市立図書館18館の利用状況について前年度分の集計を行い、「横浜市の図書館」（横浜市立図書館年報）を作成し、公開している。

- (2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、開示請求書の記載から、中央図書館及び戸塚図書館に係る平成25年度4月から令和5年度3月までの月別利用統計年報（月別集計）及び平成25年度から令和5年度までの月別利用統計年報（年度合計）と解される。

- (3) 本件文書1の特定について

ア 審査請求人は、本件処分1に対して審査請求をして、審査請求人が求めた文書の公開を求めていることからすれば、対象文書の追加特定を求めているものと解される。

そこで、実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

- (ア) 本件処分1により特定された文書と同様の内容の文書又は記録として、①冊子「横浜市の図書館」（例年7月頃に発行）、②横浜市ホームページ「横浜市の図書館（横浜市立図書館年報）」（例年7月頃に更新）、③書籍「日本の図書館」（日本図書館協会発行）及び④書籍「神奈川の図書館」（神奈川県図書館協会発行）が存在する。
- (イ) ①冊子「横浜市の図書館」は、市民情報センター等に配架されているものであり、②横浜市ホームページ「横浜市の図書館（横浜市立図書館年報）」は、①冊子「横浜市の図書館」と同じものがウェブサイト上に掲載されている。

そのため、①冊子「横浜市の図書館」及び②横浜市ホームページ「横浜市」

図書館（横浜市立図書館年報）」は、条例の適用外の文書である（条例第17条第3項）。

(ウ) ③書籍「日本の図書館」（日本図書館協会発行）及び④書籍「神奈川の図書館」（神奈川県図書館協会発行）は、横浜市以外の団体により発行されており、実施機関の職員が職務上作成又は取得したものではないから、「行政文書」に該当しない（条例第2条第2項）。

(エ) このような実施機関の説明に、不自然、不合理な点は認められない。

イ また、本件処分1における対象文書の特定は開示請求書の文言に沿うものであり、是認できるものである。

ウ したがって、本件処分1については、対象文書の特定に足りないところはないと認められる。

(4) 本件文書2の不存在について

本件文書2の不存在について、実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

ア 中央図書館及び戸塚図書館に係る月別利用統計年報（月別集計）及び月別利用統計年報（年度合計）は、例年4月1日から図書館情報システム維持管理運用支援業務の委託作業の一部として、データ抽出・整備が始まり、15日頃に中央図書館企画運営課にデータ形式で納品される。

イ しかし、令和5年度（令和5年4月分から令和6年3月分まで）については、令和5年12月末まで稼働していた旧システムが販売を終了したため、新たに事業者を選定し、システムを全面刷新した。このシステム更新では、図書・利用者・管理に関するあらゆるデータを移行するため再構成をする必要があったことから、令和5年度は新旧システムで異なる構成だったデータ群から正しい統計値が得られているかどうかの検証及びプログラム調整が必要とされ、検証及び調整は各種データの収集を経て、令和6年6月に終了した。

ウ 文書22のうち、令和6年1月分及び2月分は、開示請求日時点では上記イのとおり、検証及び調整を行っている段階であったため、存在しない。

エ 文書22のうち、令和6年3月分は、開示請求日時点では委託事業者からの納品前であったため、存在しない。

オ 文書23は、開示請求日時点では委託事業者からの納品前であったため、存在しない。

カ 上記(3)アのとおり、①冊子「横浜市の図書館」及び②横浜市ホームページ「横浜市の図書館（横浜市立図書館年報）」は、条例の適用外の文書であり（条例第17条第3項）、③書籍「日本の図書館」（日本図書館協会発行）及び④書籍「神奈川の図書館」（神奈川県図書館協会発行）は、「行政文書」に該当しない（条例第2条第2項）。

キ このような実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

(5) 審査請求人は、令和6年4月22日付の開示決定通知書及び不開示決定通知書に横浜市教育委員会の代表者名の記載がない、同日付の開示決定通知書中「2 開示の日時及び場所」の記載がないと主張する。

しかし、条例第2条第1項において、実施機関は教育長ではなく「教育委員会」とされており、また、「2 開示の日時及び場所」については決定通知書に同封した申出書の提出を受けて開示の実施方法、日時及び場所を決定することから空欄にしているのであって、違法又は不当な点はない。

(6) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(7) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件文書1を特定し、開示とした決定及び本件文書2を保有していないとして不開示とした決定は、いずれも妥当である。

(第四部会)

委員 板垣勝彦、委員 飯島奈津子、委員 山本窓亜

別表 本件審査請求文書

文書	名称
文書1	月別利用統計年報（月別集計） 中央図書館・戸塚図書館 平成25年度4月から3月まで
文書2	月別利用統計年報（月別集計） 中央図書館・戸塚図書館 平成26年度4月から3月まで
文書3	月別利用統計年報（月別集計） 中央図書館・戸塚図書館 平成27年度4月から3月まで
文書4	月別利用統計年報（月別集計） 中央図書館・戸塚図書館 平成28年度4月から3月まで
文書5	月別利用統計年報（月別集計） 中央図書館・戸塚図書館 平成29年度4月から3月まで
文書6	月別利用統計年報（月別集計） 中央図書館・戸塚図書館 平成30年度4月から3月まで
文書7	月別利用統計年報（月別集計） 中央図書館・戸塚図書館 平成31年度4月から3月まで

文書 8	月別利用統計年報（月別集計） 中央図書館・戸塚図書館 令和 2 年度 4 月から 3 月まで
文書 9	月別利用統計年報（月別集計） 中央図書館・戸塚図書館 令和 3 年度 4 月から 3 月まで
文書 10	月別利用統計年報（月別集計） 中央図書館・戸塚図書館 令和 4 年度 4 月から 3 月まで
文書 11	月別利用統計年報（月別集計） 中央図書館・戸塚図書館 令和 5 年度 4 月から 12 月まで
文書 12	月別利用統計年報（年度合計） 中央図書館・戸塚図書館 平成 25 年度
文書 13	月別利用統計年報（年度合計） 中央図書館・戸塚図書館 平成 26 年度
文書 14	月別利用統計年報（年度合計） 中央図書館・戸塚図書館 平成 27 年度
文書 15	月別利用統計年報（年度合計） 中央図書館・戸塚図書館 平成 28 年度
文書 16	月別利用統計年報（年度合計） 中央図書館・戸塚図書館 平成 29 年度
文書 17	月別利用統計年報（年度合計） 中央図書館・戸塚図書館 平成 30 年度
文書 18	月別利用統計年報（年度合計） 中央図書館・戸塚図書館 平成 31 年度
文書 19	月別利用統計年報（年度合計） 中央図書館・戸塚図書館 令和 2 年度
文書 20	月別利用統計年報（年度合計） 中央図書館・戸塚図書館 令和 3 年度
文書 21	月別利用統計年報（年度合計） 中央図書館・戸塚図書館 令和 4 年度
文書 22	月別利用統計年報（月別集計） 中央図書館・戸塚図書館 令和 5 年度 1 月から 3 月まで
文書 23	月別利用統計年報（年度合計） 中央図書館・戸塚図書館 令和 5 年度

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 6 年 6 月 4 日	・ 実施機関から諮詢書及び弁明書の写しを受理
令 和 7 年 9 月 4 日 (第 46 回第四部会)	・ 審議
令 和 7 年 10 月 2 日 (第 47 回第四部会)	・ 審議